

# 知事登録普通肥料生産の手引き

## 肥料の種類、原料、公定規格、材料、生産工程について

I	肥料の種類、公定規格について	1
	【知事登録肥料の原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類について】	1
	有機質(動植物由来)原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類	1～9
	石灰質原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類	10
	苦土原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類	10
	【知事登録普通肥料の公定規格(含有すべき主成分の最小量及びその他の規格)、並びに登録申請書等に記載すべき生産工程の概要が必要な肥料の種類】	12
1	有機質肥料	12～19
(1)	登録の有効期間が6年のもの	12～15
(2)	登録の有効期間が3年のもの	16
	参考 有機質物等(肥料原料)の種類別にみた主要成分量の範囲(目安)	17～19
2	複合肥料	20～24
(1)	登録の有効期間が6年のもの	20～21
(2)	登録の有効期間が3年のもの	21～22
3	石灰質肥料	25～26
(1)	登録の有効期間が6年のもの	25～26
(2)	登録の有効期間が3年のもの	26
4	苦土肥料	27
(1)	登録の有効期間が6年のもの	27
(2)	登録の有効期間が3年のもの	27
II	材料の種類、申請書・保証票への記載について	27～30
	【材料について】	27～30
	材料の種類	27～30
1	申請書等への記載について	29
2	保証票への記載について	30

令和5年1月

千葉県農林総合研究センター検査業務課

＜各申請・届出の提出先及び問い合わせ先＞

千葉県農林総合研究センター検査業務課  
〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9-4-1-1  
電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

I 肥料の種類、公定規格について

【知事登録肥料の原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類について】

該当する肥料原料及び生産工程(生産事業場の分類、製造方法)が、定められた条件(表1～3参照)を満たし、かつ、保証成分量及び含有を許される有害成分並びにその他の制限事項が、普通肥料の公定規格(表4～5及び表7～12参照)を満たしたものは、該当する肥料の種類として知事登録ができます。

普通肥料として公定規格が満たなくても、特殊肥料として届出可能な場合があります。

なお、原料又は生産工程が公定規格にないもの、記載のない組み合わせのもの及び保証成分又はその他の制限事項が公定規格に満たないものは、普通肥料として登録できません。

以下に、肥料原料及び生産工程からみた、知事登録肥料・特殊肥料に該当し得る肥料の種類を示します。

表1 有機質(動植物由来)原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類

区分	原料	生産工程	該当し得る肥料の種類	
有機質 動物 質 由来	魚由来	魚かす 身かす	未粉砕	魚かす(特※1)
		魚荒かす	粉砕	魚かす粉末(普6※2)
		干魚	乾燥未粉砕	干魚肥料(特)
			乾燥粉砕	干魚肥料粉末(普6)
		魚節	煮かす(出汁がら)乾燥物	魚節煮かす(普6)
		魚鱗	乾燥	魚鱗(特)
	乾燥蒸製粉末		蒸製魚鱗及びその粉末(普6)	
	貝、貝殻、貝灰	粉砕	貝殻肥料(特)	
	魚類及び海獣以外の水産動物処理物 (甲殻類(カニエビ殻)、ヒトデ、いか、たこ等軟体動物の加工かす等)	乾燥未粉砕	甲殻類質肥料(特)	
		粉砕	甲殻類質肥料粉末(普6)	
	魚荒、魚腸、魚汁、いか内臓等魚廃物を蒸製骨粉、カニ殻粉末、ぬか類、もみ殻粉末など動植物由来物、泥炭等の吸着原料に吸着し乾燥させたもの		魚廃物加工肥料(普3※3)	
	家畜・家 きん ほ乳 動物 等 由来物	肉かす	未粉砕	肉かす(特)
			粉砕	肉かす粉末(普6)
			粉砕+骨粉混合	肉骨粉(普6)
		肉骨粉	蒸熱圧搾粉砕	
		てい角加工くず	加圧蒸煮	蒸製てい角(特)
			加圧蒸製粉砕	蒸製てい角粉(普6)
			化学消化剤製造かす	発泡消化剤製造かす(特)
		てい角+骨(混合)	加圧蒸製粉砕	蒸製てい角骨粉(普6)
毛,羽毛,鯨ひげ		加圧蒸製粉砕	蒸製毛粉(普6)	
		化学消化剤製造かす	発泡消化剤製造かす(特)	
羊毛くず		加工くず	羊毛くず(特)	
牛毛くず		皮革工程くずのうち、毛のくずのみを集めたもの	牛毛くず(特)	

区分	原料	生産工程	該当し得る肥料の種類		
有機物質由来	家畜・家きんほ乳動物等由来物	皮革くず	製革工場、皮革加工業者より廃出くずを加圧蒸解粉碎	蒸製皮革粉(普6)	
		にべ, セーピングくず	にかわ抽出かす	にかわかす(特)	
		動物の骨(生骨)(脱こう骨)	空気遮断熱分解炭化後粉碎	空気流通下燃焼かす	骨炭粉末(特)
				乾燥粉碎	骨灰(特)
			大気圧下蒸煮	生骨粉(普6)	
			粗砕加圧蒸製	蒸製骨(特)	
			加圧蒸煮して	蒸製骨粉(普6)	
		鶏骨	乾燥・粉碎	蒸製鶏骨粉(普6)	
		家きん	食品工場くずを蒸煮乾燥、粉碎加工	家きん加工くず肥料(特)	
		血液	加熱凝固乾燥	乾血及びその粉末(普6)	
	蚕蛹	製糸工場由来	天日乾燥物	干蚕蛹(特)	
			粉碎	干蚕蛹粉末(普6)	
		油かす	粉碎	蚕蛹油かす及びその粉末(普6)	
		絹紡蚕蛹くず	絹糸紡績工場廃出絹糸くず、蛹皮、蛹粉等混合物	絹紡蚕蛹くず(普6)	
	ラックカイガラムシ	セラック製造かす	セラックかす(特)		
	動物質原料工業・製業副産物	食品工業※4副産物 (水産加工業排水魚体くずを凝集分離後乾燥した物)		副産動物質肥料(普3)	
		繊維工業※4副産物 (脱毛処理廃液凝集沈殿物の乾燥物)			
		ゼラチン工業※4副産物 (ゼラチン製造残渣の乾燥粉碎)			
		なめしかわ製業副産物			
	植物質由来	とうもろこし	はい芽	コーングリッツ、コーンフラワー等製造副産物	とうもろこしはい芽及びその粉末(普6)
はい芽油かす			粉碎	とうもろこしはい芽油かす及びその粉末(普6)	
コーンスターチ副産物			亜硫酸浸漬液を発酵、濃縮	とうもろこし浸漬液肥料(普6)	
大豆		半割等くず大豆, 変質大豆	加熱変性後圧ぺん又は粉末にしたもの	くず大豆及びその粉末(特)	
		おから	乾燥	豆腐かす乾燥肥料(普6)	
なたねからしわたみ落花生あま		油かす	粉碎	大豆油かす及びその粉末(普6)	
				なたね油かす及びその粉末(普6)	
				わたみ油かす及びその粉末(普6)	
				落花生油かす及びその粉末(普6)	
				あまに油かす及びその粉末(普6)	

区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類
有機物 質由来	ごま	油 かす	粉砕	ごま油かす及びその粉末(普6)
	ひまし			ひまし油かす及びその粉末(普6)
	米ぬか		堆積発酵物	米ぬか(特)
		油 かす		発酵米ぬか(特)
	油 かす			米ぬか油かす及びその粉末(普6)
	その他の草本性植物	油 かす (ひまわり、ニガー、サフラワー、けし、ヘチマ等種子)	粉砕	その他の草本性植物油かす及びその粉末(普6)
	草本性植物種子皮殻	油 かす (芥子殻等)	粉砕	草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末(特)
	くず植物種子	油 かす	粉砕	くず植物油かす及びその粉末(特)
	事故原料種子			
	カボック	油 かす	粉砕	カボック油かす及びその粉末(普6)
	(カボック以外の)木の实	油かす (桐の実、ろうみ、茶の実、オリーブ実など)	粉砕	木の实油かす及びその粉末(特)
	コーヒー	抽出かす	乾燥	コーヒーかす(特)
	たばこ	・製造くず ・茎葉	未粉砕	たばこくず肥料及びその粉末(特)
			変性させた物	
		ニコチン抽出かす	粉砕	たばこくず肥料粉末(普6)
	甘草	グリシルリチン酸抽出かす	水洗・乾燥物	甘草かす粉末(普6)
	海藻類		乾燥・粉砕	乾燥藻及びその粉末(特)
	えんじゅ(槐)	つぼみからのルチン生産発生かす	加熱乾燥物	えんじゅかす粉末(普6)
	綿	綿くず	紡績工場廃出綿くず	落棉分離かす肥料(特)
	みぶよもぎ	サントニン抽出かす	乾燥	よもぎかす(特)
もぐさ製造かす				
植物原料由来食品工業※4副産物 (植物性たんぱく質由来塩酸分解アミノ酸泥状物の乾燥物等、副産物の基質の変化があるもの)				副産植物質肥料(普6)
植物原料由来発酵工業※4副産物 (・天然醸造法による醤油絞りかす・みそかす ・ウイスキー蒸留廃液、廃糖蜜アルコール発酵廃液、酵母抽出液から核酸分離廃液の濃縮・乾燥物)				
植物体	燃焼かす	低温燃焼	草木灰(特) ※灰は無機質物扱い	
やし(パーム)		食品工業、化学工業※4副産物で灰化したもの	副産複合肥料(大臣登録 普3) ※有機質は燃えてなくなり灰になっているため、無機質物扱い(有機質肥料ではない)	

区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類
有機質由来物	植物質	木材質(チップなど)	くん焼炭化したもの	くん炭肥料(特)
		もみ殻(植物性の殻)		
		落葉、じんあい等及び人ふん尿	くん焼炭化したもの(人ふん尿を吸収させたもの含む)	くん炭肥料(特)
	ふん	人ふん尿	下肥 凝集促進材又は悪臭防止材を加え、脱水又は乾燥したもの以外のもの	人ふん尿(特) ※凝集促進材又は悪臭防止材を加え脱水または乾燥したものは農林水産大臣登録のし尿汚泥肥料に該当。
			発酵残留物を乾燥後、粉末にしたもの	発酵乾ふん肥料(特)
	来物	グアノ	窒素を多く含有するもの (海鳥ふん・コウモリふんの堆積したもの)	窒素質グアノ(普6) (りん酸質・バット)グアノ(特)
		家きんふん	硫酸等混合し火力乾燥	加工家きんふん肥料(普6)
	加圧蒸煮後乾燥			
	熱風乾燥・粉碎同時処理			
	発酵乾燥			
	動物ふん (家畜、家きんふん)	凝集促進材又は悪臭防止材を加え、乾燥したものを除く	集めたもの	動物の排せつ物(特) ※凝集促進材又は悪臭防止材を加え脱水または乾燥したものは、農林水産大臣登録の「し尿汚泥肥料」に該当
			天日又は火力乾燥したもの	
			ボイラーで燃焼したもの	動物の排せつ物の燃焼灰(特)
牛糞又は豚糞の乾燥物と有機質肥料を混合したもの			規格なし(生産できない) ※原料が有機質物由来であり有機質肥料に相当するが該当する公定規格がないことから、登録、生産することはできない。	
牛糞又は豚糞の加熱乾燥物と普通肥料を混合し、造粒又は成形したもの			混合動物排せつ物複合肥料(普3) ※有機質肥料のみとの混合は上記のとおり。汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料とすることができない。 農林水産大臣登録の肥料に該当。	
菌体・アミノ酸	培養菌体又はこの菌体から脂質か核酸を抽出したかすを乾燥したもの		乾燥菌体肥料(普3)	
	食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る)の廃水	活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの		
	発酵法による残留かす		発酵かす(特)	
	・グルタミン酸発酵かす ・発酵粕・焼酎粕 ・発酵廃液	食品工業、化学工業※4副産物の燃焼灰	副産複合肥料(大臣登録 普3) N, P, Kのうち2成分以上含有含有窒素が動植物由来の場合副産動物(植物)質肥料(有機質肥料)に該当	
食品工業・発酵工業※4副産物の濃縮・乾燥物				
蛋白質	たん白	塩酸分解によるアミノ酸製造した際の、ヒューマス状の残りかす	アミノ酸かす(特)	

区分	原料	生産工程	該当し得る肥料の種類
有機	動植物質の(粗大)有機物(汚泥及び魚介類の臓器を除く)	堆積又は攪拌し腐熟したもの	堆肥(特) 〔尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む〕
	バーク(広葉樹樹皮)		堆肥(特)、バーク堆肥(土壌改良資材)
質	灰 ・パームアッシュ ・発酵粕、焼酎粕の 燃焼灰	食品(発酵)・化学工業※4由来副産物	副産複合肥料(大臣登録 普3) ※有機質は燃えてなくなり灰になっているため、無機質物扱い(有機質肥料ではない)
由来	① 有機質肥料A + ② ・有機質肥料B・ ③・米ぬか ・発酵米ぬか ・乾燥藻及びその粉末 ・よもぎかす ・鶏糞炭化物 ④ ・血液 ・豆腐かす	有機質肥料と、異なる種類の有機質肥料を混合したもの。又は有機質肥料に左記原料のいずれかを混合したもの ①+② ①+③ ①+②+③	混合有機質肥料(普6) 〔※登録の有効期間が6年の有機質肥料①②のみ又は全て6年の有機質肥料①(②)に左記原料③(④)のいずれかを混合した組み合わせの場合〕
		上記原料に混合し、乾燥したもの ①+②+④ ①+③+④ ①+②+③+④	混合有機質肥料(普3) 〔※登録の有効期間が3年の有機質肥料のいずれかで1つ以上原料に使用し、左記のいずれかを混合した組み合わせの場合〕
① 有機質肥料(原料)A(+B+…)	② ・骨灰 ・鶏糞燃焼灰 ・牛の排泄物と鶏糞との混合物の燃焼灰 ③他、配合可能な原料 ・米ぬか ・発酵米ぬか ・乾燥藻及びその粉末 ・発酵乾ぶん肥料 ・よもぎかす ・鶏糞炭化物	配合し、造粒または成形したもの	化成肥料(普6) 登録有効期間が6年の有機質肥料①に全て6年の有機質肥料①'と、有機質肥料の公定規格にない左記灰②を原料にした組み合わせ①+②にて造粒又は成形したものは6年の知事登録化成肥料。 または上記の組み合わせに、左記に示す「③他に配合可能な原料」を加えた組み合わせ①+②+③の場合、知事登録の化成肥料。 左記の灰が混じらず、有機質物のみの組み合わせにて配合したもの①+③は造粒、成形したものでも混合有機質肥料に該当(発酵乾ぶんのみの組合せは除く)。 農林水産大臣登録の肥料の種類を1つ以上組み合わせた場合は、農林水産大臣登録の化成肥料に該当。(椰子灰、発酵粕燃焼灰入りは大臣登録。) 汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料にできない。
			化成肥料(普3) 登録有効期間が3年の有機質肥料を1つ以上原料とした左記の組み合わせは3年の知事登録化成肥料。 その他の条件等は上記同様。

区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類
知事登録肥料原料	① 知事登録肥料(原料) A + ② 知事登録肥料(原料) B (+C)	①, ②の 主な種類 ・有機質肥料 ・複合肥料 ・化成肥料 ・配合肥料 ・混合堆肥 ・複合肥料 ・石灰質肥料 ※5 ・苦土肥料 ※5 以上、知事登録肥料のいずれか	①, ②とも 登録有効期間が全て6年の種類の肥料原料のみ、原料に使用 ①, ②のいずれかで登録有効期間が3年の肥料の種類の原料を一つ以上使用	左記の組合せを配合し、造粒または成形したもの 化成肥料(普6) 異なる肥料の種類を複数種類配合する①+②か、さらに左下の「他に配合できる原料」を加えて①+②+③、造粒又は成形した左記の組合せは知事登録の化成肥料に該当。 有機質物のみの組合せにて配合したものは造粒、成形したものでも混合有機質肥料(前頁)に該当(化成肥料に該当するためには「他に配合できる原料」の内、灰に該当する原料を加える必要がある)。 有機質肥料と石灰質肥料のみの組合せは該当しない 農林水産大臣登録の肥料の種類を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣登録の配合肥料。 汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料とすることができない。 化成肥料(普3) 登録有効期間が3年の知事登録肥料の種類に該当する原料①②を一つ以上配合する可能性がある組合せで、異なる肥料の種類を複数配合する①+②か、さらに左下の「③他に配合可能な原料」を加えて①+②+③、造粒、成形した組合せは3年の知事登録の化成肥料に該当。 有機質物のみの組合せにて配合したものは造粒、成形したものでも混合有機質肥料(前頁)に該当(化成肥料に該当するためには「他に配合できる原料」の内、灰に該当する原料を加える必要がある)。 その他の条件等は上記同様。
他(混合物)	① 有機質肥料(原料) A + B + : ② 原料肥料有効期間が全て6年 ③ 3年有	①, ② ・グアノ ・りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る ・骨灰 ・鶏糞燃焼灰 ・牛の排泄物と鶏糞との混合物の燃焼灰 ③他、配合可能な原料 ・米ぬか ・発酵米ぬか ・乾燥藻及びその粉末 ・発酵乾ぶん肥料 ・よもぎかす ・骨灰 ・鶏糞炭化物 ・鶏糞燃焼灰 ・牛の排泄物と鶏糞との混合物の燃焼灰	左記の組合せを配合したもの	配合肥料(普6) 登録有効期間が6年の有機質肥料①に全て6年の有機質肥料①'と、有機質肥料の公定規格にない原料(左記灰等②)を配合した組合せ①+②は6年の知事登録の配合肥料。 または上記の組み合わせに、左記に示す「③他に配合可能な原料」を加えた組合せ①+②+③の場合、知事登録の配合肥料に該当。 左記の灰等が混じらず、有機質物のみの組み合わせにて配合したものは混合有機質肥料(前頁)に該当。 農林水産大臣登録の肥料の種類を1つ以上組み合わせた場合は、農林水産大臣登録の配合肥料に該当。(椰子灰、発酵粕燃焼灰入りは大臣登録。) 汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料にできない。 配合肥料(普3) 登録有効期間が3年の有機質肥料を1つ以上原料とした左記の組み合わせは3年の知事登録配合肥料。 その他の条件等は上記同様

区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類
知事登録肥料原料	① 知事登録肥料(原料) A	② 知事登録肥料(原料) B(+C) ・有機質肥料 ・複合肥料 (・化成肥料 ・配合肥料 ・混合堆肥 複合肥料) ・石灰質肥料※5 ・苦土肥料※5 ・以上、知事登録肥料のいずれか	①, ②とも登録有効期間が全て6年の種類の肥料原料のみ原料に使用	左記の組合せを配合したもの 配合肥料(普6) 異なる肥料の種類を複数種類配合する①+②か、さらに左下の「他に配合できる原料」を加えて配合した左記の組合せ①+②+③は知事登録の配合肥料に該当。 有機質物みの組合せにて配合したものは、混合有機質肥料(前々頁)に該当。 有機質肥料と石灰質肥料みの配合は該当しない。 農林水産大臣登録の肥料の種類原料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣登録の配合肥料に該当。 汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料とすることができない。 農協等が普通肥料を原料に配合する肥料※7は知事登録の配合肥料に該当。
		③他、配合可能な原料 ・米ぬか ・発酵米ぬか ・乾燥藻及びその粉末 ・発酵乾ふん肥料 ・グアノ ・よもぎかす ・骨灰 ・鶏糞炭化物 ・鶏糞燃焼灰 ・牛の排泄物と鶏糞との混合物の燃焼灰	①, ②のうちいずれかで登録有効期間が3年の肥料の種類原料を1つ以上使用	配合肥料(普3) 登録有効期間が3年の知事登録肥料の種類に該当する原料を一つ以上入る可能性がある組合せで、異なる肥料の種類を複数配合する①+②か、さらに左下の「他に配合できる原料」を加えて配合した組合せ①+②+③は3年の知事登録の配合肥料に該当。 有機質物みの組み合わせにて配合したものは、混合有機質肥料(前々頁)に該当。 有機質肥料と石灰質肥料みの配合は該当しない。 農林水産大臣登録の肥料の種類原料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣登録の配合肥料に該当。ただし汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料とすることができない。 農協等が普通肥料を原料に配合する肥料※7は知事登録の配合肥料に該当。



区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類	
知事登録肥料原料	他 (混合物)	有機質肥料	家畜糞(動物の排せつ物) 混合・配合したもの 発酵乾ふん肥料	規格なし(生産できない) ※原料が全て有機質物由来であり有機質肥料に相当するが、該当する公定規格がないことから、登録、生産することはできない。	
		堆肥※6	配合し、造粒または成形したもの 混合して造粒又は成形した後、加熱乾燥したもの		
		①有機質肥料	② 骨灰 ③ 鶏糞燃焼灰 ④ 米ぬか ⑤ 発酵米ぬか ⑥ 乾燥藻及びその粉末 ⑦ 発酵乾ふん肥料 ⑧ よもぎかす ⑨ 鶏糞炭化物	⑧ 家畜糞または食品残さ由来堆肥※6	混合堆肥複合肥料(普3) ※左記の組み合わせは知事登録の混合堆肥複合肥料に該当。 農林水産大臣登録の肥料の種類を1つ以上混合した場合は、農林水産大臣登録の混合堆肥複合肥料に該当。ただし汚泥肥料、異物の混入した肥料は原料とすることができない。 ※石灰質肥料、苦土肥料の使用は保証分量に関与する場合に限る(アルカリ分としては認められない)。
		以上、知事登録肥料のいずれか	④ 化成肥料 ⑤ 配合肥料 ⑥ 石灰質肥料※5 ⑦ 苦土肥料※5 ⑧ 有機質肥料 ⑨ 米ぬか ⑩ 発酵米ぬか ⑪ 乾燥藻及びその粉末 ⑫ 発酵乾ふん肥料 ⑬ よもぎかす ⑭ 骨灰 ⑮ 鶏糞の炭化物 ⑯ 鶏糞燃焼灰 ⑰ 有機質肥料	⑧ 食品残さ由来堆肥※6	

知事に届け出る指定混合肥料の原料及び生産工程

区分	原料		生産工程	該当し得る肥料の種類
登録済肥料	他 (混合物)	知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料A + 知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料B (+C・・)	知事登録済普通肥料どおしを配合・水造粒したもの (使用が許される材料以外を新たに入れることは不可(表13参照))	指定配合肥料 ※左記の組み合わせについては知事届出の指定配合肥料に該当。ただし、石灰質肥料は組み合わせることで品質低下する場合は使用できないため注意。 農林水産大臣登録肥料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣の指定配合肥料に該当。ただし農協等が登録済みの普通肥料を配合する肥料※7は知事届出の指定配合肥料に該当。
登録済肥料	他 (混合物)	知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料A + 知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料B (+C・・)	知事登録済普通肥料どおしに造粒等の加工をしたもの (使用が許される材料以外を新たに入れることは不可(表13参照))	指定化成肥料 ※左記の組み合わせについては知事届出の指定化成肥料に該当。ただし、石灰質肥料は組み合わせることで品質低下する場合は使用できないため注意。 農林水産大臣登録肥料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣の指定化成肥料に該当。ただし農協等が登録済みの普通肥料を造粒する肥料※7は知事届出の指定化成肥料

登録済肥料	特殊肥料	知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料 A +	知事届出済(知事届出番号交付済)特殊肥料 B (+C··)	知事登録済普通肥料に特殊肥料を混合したもの(造粒等の加工を)組む 〔使用が許される材料以外を新たに入れることは不可(表13参照)〕	に該当。 特殊肥料等入り指定混合肥料 ※左記の組み合わせについては知事届出の指定混合肥料に該当。ただし、堆肥の水分が多い場合や石灰質肥料を組み合わせることで品質低下する場合は使用できないので注意。 農林水産大臣登録肥料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣の指定混合肥料に該当。
登録済肥料又は特殊肥料	土壤改良資材	知事登録済(知事登録番号交付済)普通肥料 A 又は知事届出済(知事届出番号交付済)特殊肥料 B	地力増進法に基づき指定された土壤改良資材 C (+D··)	知事登録済普通肥料又は特殊肥料に土壤改良資材を混合したもの(造粒等の加工を)組む 〔使用が許される材料以外を新たに入れることは不可(表13参照)〕	土壤改良資材入り指定混合肥料 ※左記の組み合わせについては知事届出の指定混合肥料に該当。ただし、堆肥の水分や石灰質肥料の組み合わせにより指定混合肥料とならない場合があるので注意。 農林水産大臣登録肥料を1つ以上配合した場合は、農林水産大臣の指定混合肥料に該当。 ※普通肥料+特殊肥料+土壤改良資材の組み合わせも可能

表2 石灰質原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類

区	原料	生産工程	該当し得る肥料の種類
鉱石由来物	石灰石	粗砕したときのもの	粗砕石灰石(特)
		微粉碎したもの	炭酸カルシウム肥料(普6)
	粗砕石灰石	1,000~1,200℃に加熱処理	生石灰(普6)
	生石灰	水を加えて消火したもの	消石灰(普6)
	石灰乳	炭酸ガス吹込沈殿物を乾燥後粉碎した物(軽質炭カル)	炭酸カルシウム肥料(普6)
	貝類(貝類、ヒトデ類その他の水生動物類が混在したものを含む)が地中埋没堆積し、風化、化石化したものの粉末		
	貝化石粉末	造粒したもの	貝化石肥料(普6)
事業別	非金属鉱業 食品工業 パルプ工業 化学工業 鉄鋼業 非鉄金属製造業	左記事業においてで副産されるもの	副産石灰肥料(普6)
	製糖工業	工程中加えられた消石灰を別回収した物	製糖副産石灰(特)
	果実加工かす 豆腐かす 焼酎蒸留廃液	石灰で処理したもの	石灰処理肥料(特)
葉面散布	塩化カルシウム ギ酸カルシウム EDTAカルシウム等	葉面散布に用いるカルシウム化合物	カルシウム肥料(特)
混合	石灰質肥料に石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもの		混合石灰肥料(普6又は3)

表3 苦土原料及び生産工程から該当し得る肥料の種類

区	原料	生産工程	該当し得る肥料の種類
資源由来	天然産出の水酸化苦土鉱石(ブルーサイトなど)	微粉碎し2mm網ふるいを全通したもの	水酸化苦土肥料(知事登録 普6)
	海水又は苦汁	消石灰を作用させマグネシウム水酸化合物にしたもの	水酸化苦土肥料(大臣登録 普6)
事業別	食品工業 パルプ工業 化学工業 窯業 鉄鋼業 非鉄金属製造業	左記事業においてで副産されるもの(普通鋼製鋼用転炉のドロマイト耐火煉瓦さいの粉碎物など) 上記と石灰質肥料を配合	副産石灰肥料(普3)

参考 普通肥料の公定規格の一部改正に伴う登録上の留意事項について(通達)(昭和42年11月15日42農経A第7341号)

- ※1 (特)：特殊肥料
- ※2 (普6)：普通肥料(登録有効期間6年) ※3 (普3)：普通肥料(登録有効期間3年)
- ※4 産業分類は、日本標準産業分類によります。
- ※5 石灰質肥料、苦土肥料：保証成分(苦土など)に関与する場合に混合・配合可能。なお、石灰質肥料、苦土肥料はアルカリが強いため、混合・配合することで肥料の品質を低

下させたり、施用後、植物苗に害をもたらす可能性があります。よって、この組み合わせの生産が登録可能か、事前に関係機関等に相談ください。

石灰質肥料の要件は表2及び表8、9を参照ください。

苦土肥料について、化学的方法を加えず単純に粉碎して生産されたもの(天然産出鉱石等を粉碎して生産された水酸化苦土肥料、ドロマイトレんがさい(普通鋼製鋼用転炉)を粉碎して生産された副産苦土肥料と石灰質肥料を配合した肥料は、石灰質肥料に該当するので知事登録肥料となります。ただし、指定配合肥料の場合には農林水産大臣届出肥料となります。

肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて(昭和59年4月18日付け59農蚕第1943号)

※6 堆肥：混合堆肥複合肥料の原料として使用してよい堆肥は、「動物の排せつ物(家畜ふん)」、又は「食品由来の有機質物(食品残渣)」が主原料のものに限ります。

主原料とは、上記原料のうち一方が、堆肥原料の段階で、現物重量比あたり5割以上含んでいる原料であることを指します。

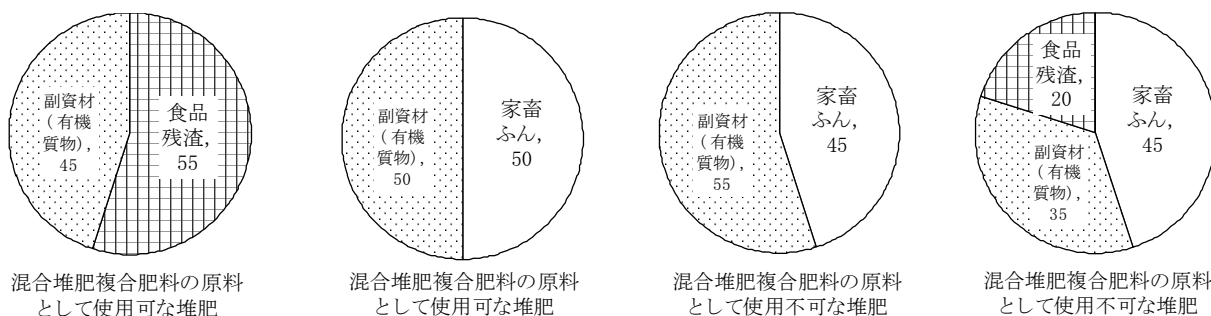


図1 堆肥原料の(重量比)組成による、混合堆肥複合肥料の原料となる堆肥に該当するかどうかの目安(例)

なお、食品由来の有機質物とは、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの、もしくは食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないもの(但し肥料原料として使用できないものは除く)に該当するものを指します。具体的には、一般家庭や飲食店等で発生する食べ残し、生鮮食品販売店、食品メーカー等で発生する売れ残り品や動植物性の加工残渣などが該当します。

他、使用できる堆肥の条件は、下記のとおりです。

- ・使用する堆肥は、特殊肥料生産業者届出書が受理されたものであること。
- ・動物の排せつ物を主原料とする堆肥を原料とする場合、堆肥の乾物あたりの窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上の堆肥を使用すること。
- ・食品由来の有機質物を主原料とする堆肥を原料とする場合にあつては、堆肥の乾物あたりの窒素全量が3.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上の堆肥を使用すること。
- ・原料となる堆肥は、炭素窒素比(C/N比)が15以下であること。
- ・肥料原料としての堆肥の使用割合は、乾物あたりで50%以下であること。

※7 都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合等が生産する肥料で知事登録肥料となるものは、混合硝酸アンモニア石灰肥料，混合尿素肥料，混合りん酸肥料，混合塩基性りん酸肥料，化成肥料，成形複合肥料，吸着複合肥料，配合肥料，液状複合肥料，家庭園芸用複合肥料，混合苦土肥料，混合微量要素肥料，液体微量要素複合肥料等であつて，化学的方法以外の方法によって生産されるものです。

肥料取締法の一部改正に伴う今後の肥料取締りについて(昭和59年4月18日59農蚕第1943号)

**【知事登録普通肥料の公定規格(含有すべき主成分の最小量及びその他の規格)、並びに登録申請書等に記載すべき生産工程の概要が必要な肥料の種類】**

肥料は、肥料として認められる原料、生産工程が法令で定められているほか、肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量、その他の制限事項についても定められています。

しかし、有機質物由来の肥料原料は、原料が生産された環境や管理状況などが様々なことから、同じ種類の原料でも成分量などに幅が生じます。

肥料の保証成分を決めるにあたり、生産した肥料が定められた成分の最小量を下回ることはないよう原料の複数ロットから各成分量の範囲を把握した上で、保証成分量を決定してください。

以下に、公定規格から知事登録肥料を抜粋したものについて、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項について示します。また、生産工程の概要の記入が必要なものを紹介します。

参考：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件(昭和59年3月16日農林水産省告示第698号)

**1 有機質肥料(動植物質のものに限る。)**

表4(1) 登録の有効期間が6年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※8の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
魚かす粉末	(TN) + (TP) ≥ 12.0 かつ (TN) ≥ 4.0 かつ (TP) ≥ 3.0			
干魚肥料粉末	(TN) ≥ 6.0 かつ (TP) ≥ 3.0			
魚節煮かす	(TN) ≥ 9.0			
甲殻類質肥料粉末	(TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 1.0			
蒸製魚鱗及びその粉末	(TN) ≥ 6.0 かつ (TP) ≥ 18.0			
肉かす粉末	(TN) ≥ 6.0		※9-1, 2	※10
肉骨粉	(TN) ≥ 5.0 かつ (TP) ≥ 5.0		※9-1, 2	※10
蒸製てい角粉	(TN) ≥ 10.0		※9-1	※10
蒸製てい角骨粉	(TN) + (TP) ≥ 15.0 かつ (TN) ≥ 6.0 かつ (TP) ≥ 7.0		※9-1, 2	※10
蒸製毛粉	(TN) ≥ 6.0		※9-1	※10
乾血及びその粉末	(TN) ≥ 10.0		※9-1, 2	※10
生骨粉	(TN) + (TP) ≥ 20.0 かつ (TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 16.0		※9-1, 2	※10
蒸製骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量を保証の場合 (TN) + (TP) ≥ 21.0 かつ (TN) ≥ 1.0 かつ (TP) ≥ 17.0		※9-1, 2	※10
	二 りん酸全量を保証の場合 (TP) ≥ 25.0			

肥料の種類	含有すべき 主成分※8の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
蒸製鶏骨粉	(TN)+(TP) ≥ 17.0 かつ (TN) ≥ 1.0 かつ (TP) ≥ 13.0			
蒸製皮革粉	(TN) ≥ 6.0		※9-1	※10
干蚕蛹粉末	(TN) ≥ 7.0			
蚕蛹油かす及 びその粉末	一 窒素全量を保証の 場合 (TN) ≥ 8.0			
	二 窒素全量及びりん 酸全量を保証の場合 (TN) ≥ 8.0 かつ (TP) ≥ 1.0			
絹紡蚕蛹くず	(TN) ≥ 7.0			
とうもろこし はい芽及びそ の粉末	(TN) ≥ 2.0 かつ (TP) ≥ 2.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
大豆油かす及 びその粉末	(TN) ≥ 6.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
なたね油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 4.5 かつ (TP) ≥ 2.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
わたみ油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 5.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
落花生油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 5.5 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
あまに油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 4.5 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
ごま油かす及 びその粉末	(TN) ≥ 6.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
ひまし油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 4.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
米ぬか油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 2.0 かつ (TP) ≥ 4.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
その他の草本 性植物油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
カポック油か す及びその粉 末	(TN) ≥ 4.5 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
とうもろこし はい芽油かす 及びその粉末	(TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 1.0			

肥料の種類	含有すべき 主成分※8の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
たばこくず肥 料粉末	(TN) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 4.0		変性しないも のであること	
甘草かす粉末	(TN) ≥ 8.0			
豆腐かす乾燥 肥料	一 窒素全量を保証の 場合 (TN) ≥ 4.0 二 窒素全量に加え、 りん酸全量又は加 里全量を保証の場合 (TN) ≥ 4.0 又は (TP) ≥ 1.0 又は (TK) ≥ 1.0			
えんじゅかす 粉末	(TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 2.0			
窒素質グアノ	(TN) ≥ 12.0 かつ (AN) ≥ 1.0 かつ (TP) ≥ 8.0 かつ (SP) ≥ 4.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
加工家きんふ ん肥料	(TN) ≥ 2.5 かつ (TP) ≥ 2.5 かつ (TK) ≥ 1.0	TN含有率 1.0%につき (ひ素) ≤ 0.004	水分は20%以 下であること	※10
とうもろこし 浸漬液肥料	(TN) ≥ 3.0 かつ (TP) ≥ 3.0 かつ (TK) ≥ 2.0 かつ (WK) ≥ 2.0	TN含有率 1.0%につき (ひ素) ≤ 0.004 (亜硫酸) ≤ 0.01		※10
副産植物質肥 料	一 窒素全量を保証の 場合 (TN) ≥ 3.5 二 窒素全量に加え、 アンモニア性窒素、 りん酸全量又は加 里全量を保証の場合 (TN) + (TP) ≥ 5.0 又は (TN) + (TK) ≥ 5.0 又は (TN) + (TP) + (TK) ≥ 5.0 保証成分合計量を満 たし、かつ各成分につ いては (TN) ≥ 1.0 又は (AN) ≥ 1.0 又は (TP) ≥ 1.0 又は (TK) ≥ 1.0			※10 (醬油生産する際 の副産物を除く)

肥料の種類	含有すべき主成分※8の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
混合有機質肥料	窒素全量に加え、りん酸全量又は加里全量を保証の場合 (TN)+(TP) ≥ 6.0 又は (TN)+(TK) ≥ 6.0 又は (TN)+(TP)+ (TK) ≥ 6.0 保証成分合計量を満たし、かつ各成分については、(TN) ≥ 1.0 又は (TP) ≥ 1.0 又は (TK) ≥ 1.0	TN含有率 1.0%につき (ひ素) ≤ 0.01 (カドミウム) ≤ 0.00008	※9-1,2	※10 (この植物は二物除種油く以上すを及び混び合そのた粉末)

※8 主成分の略号解説 TN：窒素全量、AN：アンモニア性窒素、TP：りん酸全量、SP：可溶性りん酸、TK：加里全量、WK：水溶性加里

※9-1 牛由来の肥料原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。

9-2 牛の部位を原料とする場合にあっては、せき柱等が混合しないものとして、農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

該当する肥料については、上記事項を証明するため、登録申請時に、肉骨粉等を原料とする場合の下記の書類の写しを添付してください。

- 1 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等の場合  
「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」  
(独立行政法人農林水産消費安全技術センター<FAMIC>理事長の確認)
- 2 牛由来の肉骨粉等の場合  
「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」(農林水産大臣の確認)

※10 該当する肥料については、肥料登録申請書及び肥料登録有効期間更新申請書に生産工程の概要を記載することとなっています。申請書類中の「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第1号から第3号に掲げる事項」として、「(1) 生産工程の概要」欄に、生産工程の概要の記載が必要な肥料の種類を示します。

参考 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件(昭和59年 3月16日 農林水産省告示第 698号)

※11 植物に対する害に関する栽培試験の方法に従い試験を行い、試験成績取りまとめ様式に従い記載された成績書を申請時に添付してご提出ください。

参考 植物に対する害に関する栽培試験の方法(昭和59年 4月18日付け59農蚕第1943号農林水産省農産園芸局長通知)

植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料  
乾燥菌体肥料

- 一 培養によって得られる菌体を加熱乾燥したもの
- 二 培養によって得られる菌体から脂質を抽出したかす又は酵母から核酸を抽出したかすを乾燥したもの
- 三 一又は二の乾燥菌体肥料に材料を使用したもの

参考 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件(昭和59年3月16日 農林水産省告示第 697号)



表5 (2) 登録の有効期間が3年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※8の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
魚廃物加工肥料	一 窒素全量及びりん酸全量を保証の場合 (TN) ≥ 4.0 かつ (TP) ≥ 1.0	TN含有率 1.0%につき (カドミウム) ≤ 0.00008	※9-1	※10
	二 窒素全量及びりん酸全量に加え、加里全量を保証の場合 (TN) ≥ 4.0 かつ (TP) ≥ 1.0 かつ (TK) ≥ 1.0			
乾燥菌体肥料	一 窒素全量を保証の場合 (TN) ≥ 5.5	TN含有率 1.0%につき (カドミウム) ≤ 0.00008	一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。※11 二 ※9-1, 2	※10
	二 窒素全量に加え、りん酸全量又は加里全量を保証の場合 (TN) ≥ 4.0 又は (TP) ≥ 1.0 又は (TK) ≥ 1.0			
副産動物質肥料	一 窒素全量を保証の場合 (TN) ≥ 6.0	TN含有率 1.0%につき (ひ素) ≤ 0.01 (カドミウム) ≤ 0.00008	※9-1, 2	※10
	二 窒素全量に加え、りん酸全量又は加里全量を保証の場合 (TN) + (TP) ≥ 10.0 又は (TN) + (TK) ≥ 10.0 又は (TN) + (TP) + (TK) ≥ 10.0 保証成分合計量を満たし、かつ各成分については (TN) ≥ 2.0 又は (TP) ≥ 2.0 又は (TK) ≥ 9.0			
混合有機質肥料	窒素全量に加え、りん酸全量又は加里全量を保証の場合 (TN) + (TP) ≥ 6.0 又は (TN) + (TK) ≥ 6.0 又は (TN) + (TP) + (TK) ≥ 6.0 保証成分合計量を満たし、かつ各成分については、(TN) ≥ 1.0 又は (TP) ≥ 1.0 又は (TK) ≥ 1.0	TN含有率 1.0%につき (ひ素) ≤ 0.01 (カドミウム) ≤ 0.00008	※9-1, 2	※10 〔のの植は二物除種油く以か上すを及び混び合そのた粉も末〕

参考として、肥料原料となる主な有機質物の主成分量について、各分析機関にて調査された結果の範囲(おおまかな目安)を下記に示します。

表6 参考 有機質物等(肥料原料)の種類別にみた主要成分量の範囲(目安)

肥料の種類	窒素全量(%)	りん酸全量(%)	加里全量(%)
魚かす粉末	3.4~12.5(7.0)	2.9~26.0(6.0)	
荒かす粉末	5 ~ 8	10 ~	
身かす	9 ~10	4 ~ 6	
干魚肥料粉末	4.2~ 6.0(6.0)	3.0~ 5.0(5.0)	
魚節煮かす	6.9~12.0(10.0)		
魚鱗	2 ~ 7	2 ~18	
蒸製魚鱗及びその粉末	6.5~	18.0	
かき殻	0.1~ 0.2	0.3~ 0.6	アルカリ分 50
乾燥鶏卵殻粉			アルカリ分35~50
甲殻類質肥料粉末	3.0~ 7.0(4.0)	1.0~ 6.9(4.0)	
魚廃物加工肥料	2.5~11.9(5.5)	1 ~21 (3.5)	1 ~ 3 (1.5)
肉かす粉末	5.9~14.2(9.0)	0.3~ 4.7	
肉骨粉	3.6~10.9(8.0)	5.0~21.0(7.5)	
蒸製てい角粉	8.4~15.5(13.0)	0.2~ 4.0	
発泡消化剤製造かす	3.6~ 6.1(4.5)	1.0~ 5.4(4.2)	
蒸製てい角骨粉	6.0~ 8.0(8.0)	7 ~11(10~11)	
蒸製毛粉	4.5~14.1	0.2~ 5.3	
羊毛くず由来	6 ~10 (8)	1 ~ 2	
くじらひげ由来	10 ~14		
蒸製羽毛粉 (フェザーミール由来)	6 ~13 (12)		
羊毛くず	3.1~10.9(5)		
牛毛くず	5 ~ 9		
蒸製皮革粉	6 ~13 (11.0)		
タンニンなめしもの	6.0~ 7.5		
クロムなめしもの	11.0~12.5		
にかわかす	1.8~ 6.0(1.8)	2.7~ 4.0(3.2)	0.1~ 0.2(0.1)
骨炭粉末	0.7~ 1.6(1.2)	14 ~34.8(26.1)	
骨灰		35 ~38	
生骨粉	3 ~ 5.7(4.0)	15.8~25.1(19.0)	
だっこう骨粉	0.7~ 2.0	27 ~30	
蒸製骨粉	2.2~ 6.9(4.0)	11.8~28.7(21.0)	0.1~ 0.2
蒸製魚骨粉(鮫)	2	27	
蒸製鶏骨粉	1.0~ 5.0(4.0)	13 ~21.5(15.0)	
乾血及びその粉末	9.8~14.1(12.0)	0.3~ 0.9	
干蚕蛹粉末	8.0~ 9.0	約1	
蚕蛹油かす及びその粉末	8.7~10.0	1.3~ 1.7	
絹紡蚕蛹くず	3.7~11	0.4~ 1.8	
セラックかす	2.8~ 4.6(3.6)	0.3~ 0.4(0.3)	0.6~ 2.5(1.7)
副産動物質肥料	4.0~15.0(6.0)	2.0~ 9.5(4.0)	
魚体くず	8 ~ 9	6 ~ 7	
原皮脱毛処理廃液沈殿物	9		
オsein処理残渣	11		
とうもろこしはい芽 及びその粉末	2.0	2.0~ 2.5(2.5)	1.0

肥料の種類	窒素全量(%)	りん酸全量(%)	加里全量(%)
とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	3.0～ 3.5	1.0	
とうもろこし浸漬液肥料	3.0～ 4.0( 3.0)	3.0	2.0
くず大豆及びその粉末	6	1	2
豆腐かす乾燥肥料	3.5～ 4.8( 4.0)	0.8～ 3.0( 2.0)	1.0～ 7.0(1.0)
大豆油かす及びその粉末	3.9～ 8.7( 7.0)	1.0～ 2.8( 1.0)	1.0～ 2.9(1.0)
なたね油かす及びその粉末	4.5～ 7.4( 5.3)	1.9～ 3.7( 2.0)	1.0～ 2.2(1.0)
抽出なたね油かす	4.9～ 6.9	1.9～ 3.0	1.0～ 1.9
圧抽なたね油かす	5.1～ 6.4	2.1～ 2.9	1.2～ 1.6
圧搾なたね油かす	4.5～ 6.8	1.9～ 2.6	1.0～ 1.8
わたみ油かす及びその粉末	4.6～ 8.2( 6.0)	1.4～ 3.9( 2.0)	1.0～ 2.3(1.3)
落花生油かす	4.9～ 8.6( 5.8)	1.0～ 5.4( 1.0)	1.0～ 1.4(1.0)
あまに油かす	5.1～ 6.3	1.5～ 2.6	1.0～ 1.5
ごま油かす	5.6～ 8.5	1.0～ 3.1	1.0～ 1.5
ひまし油かす及びその粉末	4.0～ 9.9	1.0～ 4.6	1.0～ 2.5
米ぬか油かす及びその粉末	2.0～ 4.0( 2.5)	4.0～ 8.0( 5.5)	1.0～ 2.5(1.0)
米ぬか	2.5	6.4	2.2
その他の草本性植物油かす及びその粉末	2.2～ 5.6	1.0～ 3.4	1.0～ 2
ひまわり油かす	2.2～ 5.6	1.1～ 3.1	1.0～ 2
フラワー油かす	3.2～ 5.6	1.2～ 2.7	1.1～ 1.7
草本性植物種皮殻油かす及びその粉末			
芥子種子皮殻油かす	3	1	1
カポック油かす	3.8～ 6.9( 4.5)	1.0～ 3.2( 1.0)	1.0～ 2.6(1.0)
木の实油かす及びその粉末			
桐の実油かす	2.7～ 3.5( 3.0)	1.0～ 1.4( 1.2)	1.2
ろうみ油かす	1.0	0.4	0.8
茶の実油かす	1.0～ 2.2( 1.3)	0.3～ 0.4( 0.4)	0.6
オリーブ実油かす	2.1	0.4	0.6
やし油かす	3.0～ 3.8( 3.3)	1.3～ 2.1( 1.7)	1.2～ 2.5(1.9)
さざんか油かす	1.6～ 1.8( 1.7)	0.3～ 0.4( 0.3)	
椿油かす	1.2～ 1.3( 1.3)	0.3～ 0.4( 0.4)	0.5～ 0.7(0.6)
コーヒーかす	1.9～ 2.1( 2.0)		
たばこくず肥料粉末	1.0～ 3.5( 1.0)	0.5～ 1.0	3.7～ 8.6(4.0)
甘草かす粉末	9		
乾燥藻及びその粉末	0.8～ 2.0( 1.4)	0.1～ 0.6( 0.4)	1.8～13 (3.2)
えんじゅかす粉末	3.0～	1.0～	2.0～
落棉分離かす肥料	0.5～ 1.5		
よもぎかす	1.9～ 3.2( 2.4)	0.4～ 3.4( 1.7)	3.5～ 5.2(4.0)

肥料の種類	窒素全量(%)	りん酸全量(%)	加里全量(%)
副産植物質肥料	1 ~10 ( 3.5)	0.3~ 9 ( 1.5)	0.3~15 (4.5)
しょう油かす	3.1~ 7.9		
みそかす	5.0~ 6.5		
植物性たんぱく分解 アミノ酸泥状物	5.5~10.0	0.8~ 2.9	0.4~ 1.7
草木灰	0.1~ 0.2( 0.2)	0.9 ~ 4( 1.1)	1.1~29 (11.7)
くん炭肥料	0.7	0.4	0.7
窒素質グアノ	12.0~15	8.0~ 9	1.0~ 2
(りん酸質)グアノ	0 ~2	10 ~29(難溶多)	0 ~ 1
(バット)グアノ	0 ~9	3.4~27.5(同上)	0 ~ 1
加工家きんふん肥料	1.3~11.0( 3.0)	1.9~ 9.4( 4.0)	1.0~ 5.9(2.5)
人ふん尿	0.5~ 0.7	0.11~0.13	0.2~ 0.3
発酵乾ふん肥料	1 ~ 4 ( 2.3)	3.7~11.2( 7.4)	0.3~ 1.7(0.6)
乾燥菌体肥料	4.0~13.0( 5.0)	1.0~ 7.5( 2.0)	0.1~ 1.8(1.0)
乾燥酵母	7.2~ 7.9		
アミノ酸かす	0.5~ 2.5		
混合有機質肥料	1 ~11 ( 5.0)	1 ~18 ( 4.0)	1 ~ 6 (1.5)

○～□は成分量(%)の範囲(最小～最大)、(△)は普通肥料については登録肥料成分量(%)の中央値、特殊肥料については平均値

参考 農水省 有機質肥料の品質調査成績集、他

## 2 複合肥料

表7(1) 登録の有効期間が6年のもの

肥料の種類 ※12	含有すべき 主成分※13の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
化成肥料 公定規格に おける登録有 効期間が6年 の普通肥料ま たは普通肥料 原料を配合し、 造粒又は成形 したもの。ま たは化学的操 作を加えたも の 表1:6~7頁参照	一 (N)+(P) ≥ 10.0 又は (N)+(K) ≥ 10.0 又は (P)+(K) ≥ 10.0 又は(N)+(P)+(K) ≥ 10.0 二 1 窒素全量を保証 する場合 (TN) ≥ 1.0 2 アンモニア性窒 素を保証する場 合 (AN) ≥ 1.0 3 硝酸性窒素を 保証する場合 (NN) ≥ 1.0	窒素、りん酸ま たは加里のそれ ぞれの最も大き い主成分の量の 合計量の含有率 1.0%につき (硫青酸化物) ≤ 0.005 (ひ素) ≤ 0.002 (亜硝酸) ≤ 0.02 (ビウレット性窒 素) ≤ 0.01 (スルファミン酸) ≤ 0.005	※14-1	※10
配合肥料 公定規格に おける登録有 効期間が6年 の普通肥料ま たは普通肥料 原料を配合し たもの 表1:6~7頁参照	三 1 りん酸全量を 保証する場合 (TP) ≥ 1.0 2 く溶性りん酸を 保証する場合 (CP) ≥ 1.0 3 可溶性りん酸を 保証する場合 (SP) ≥ 10.0 4 水溶性りん酸を 保証する場合 (WP) ≥ 1.0 四 1 加里全量を 保証する場合 (TK) ≥ 1.0 2 く溶性加里を 保証する場合 (CK) ≥ 1.0 3 水溶性加里を 保証する場合 (WK) ≥ 1.0 五 可溶性けい酸を 保証する場合 (SSi) ≥ 10.0 六 1 く溶性苦土を 保証する場合 (CMg) ≥ 1.0 2 水溶性苦土を 保証する場合 (WMg) ≥ 1.0	(カドミウム) ≤ 0.000075 (ニッケル) ≤ 0.005 (クロム) ≤ 0.05 (チタン) ≤ 0.02 (水銀) ≤ 0.00005 (鉛) ≤ 0.003	※14-1	※10

肥料の種類 ※12	含有すべき 主成分※13の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
	七 1 可溶性マンガンを保証する場合 (SMn) ≥ 0.10 2 可溶性マンガンを保証する場合 (CMn) ≥ 0.10 3 水溶性マンガンを保証する場合 (WMn) ≥ 0.10 八 1 可溶性ほう素を保証する場合 (CB) ≥ 0.05 2 水溶性ほう素を保証する場合 (WB) ≥ 0.05			

表 8 (2) 登録の有効期間が3年のもの

肥料の種類 ※12	含有すべき 主成分※13の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
化成肥料 公定規格における登録有効期間が3年の普通肥料もしくは3年に該当する肥料原料を一つでも配合したものの(汚泥肥料を除く)で、造粒又は成形したもの。 表1:6~7頁参照	一 (N)+(P) ≥ 10.0 又は(N)+(K) ≥ 10.0 又は(P)+(K) ≥ 10.0 又は(N)+(P)+(K) ≥ 10.0 二 1 窒素全量を保証する場合 (TN) ≥ 1.0 2 アンモニア性窒素を保証する場合 (AN) ≥ 1.0 3 硝酸性窒素を保証する場合 (NN) ≥ 1.0	窒素、りん酸または加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率 1.0%につき (硫黄酸化物) ≤ 0.005 (ひ素) ≤ 0.002 (亜硝酸) ≤ 0.02 (ビウレット性窒素) ≤ 0.01 (スルファミン酸) ≤ 0.005 (カドミウム) ≤ 0.000075 (ニッケル) ≤ 0.005 (クロム) ≤ 0.05 (チタン) ≤ 0.02 (水銀) ≤ 0.00005 (鉛) ≤ 0.003	※14-2	※10
配合肥料 公定規格における登録有効期間が3年の普通肥料もしくは肥料原料を一つでも配合したもの。 表1:6~7頁参照	三 1 りん酸全量を保証する場合 (TP) ≥ 1.0 2 可溶性りん酸を保証する場合 (CP) ≥ 1.0 3 水溶性りん酸を保証する場合 (WP) ≥ 1.0		※14-2	※10

肥料の種類 ※12	含有すべき 主成分※13の 最小量(%)	含有を許される 有害成分の 最大量(%)	その他の 制限事項	生産 工程 概要
	四 1 加里全量を 保証する場合 (TK) ≥ 1.0 2 く溶性加里を 保証する場合 (CK) ≥ 1.0 3 水溶性加里を 保証する場合 (WK) ≥ 1.0 五 可溶性けい酸を 保証する場合 (SSi) ≥ 10.0 六 1 く溶性苦土を 保証する場合 (CMg) ≥ 1.0			
混合堆肥複合 肥料	2 水溶性苦土を 保証する場合 (WMg) ≥ 1.0 七 1 可溶性マンガ ンを保証する場合 (SMn) ≥ 0.10 2 く溶性マンガ ンを保証する場合 (CMn) ≥ 0.10 3 水溶性マンガ ンを保証する場合 (WMn) ≥ 0.10 八 1 く溶性ほう 素を保証する場合 (CB) ≥ 0.05 2 水溶性ほう 素を保証する場合 (WB) ≥ 0.05		※15	※10

※12 法令は下記のとおりです。知事登録肥料の組み合わせの具体例は表1を参照ください。

参考 肥料取締法施行規則第七条の六第六号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件(平成13年 5月10日 農林水産省告示第 643号)

第9項 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する化成肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガ質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの
- 二 前号に掲げる化成肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。 )又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。 )のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの
- 三 肥料(熔成汚泥灰けい酸りん肥、熔成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二

各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を使用し、これに化学的操作を加えた単一の化合物

四 リン酸又はりん鉱石を硝酸若しくは硫酸で分解したものに、アンモニア又は硫酸を加え、これに第一号に掲げる化成肥料若しくはその原料となる肥料、前号に掲げる化成肥料又は塩基性のマグネシウム含有物を加えたもの

五 第三号又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

六 第一号又は第二号に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、第三号若しくは第四号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は前号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

第12項 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する配合肥料は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 規則第七条の六各号に掲げる窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの

二 前号に掲げる配合肥料の原料となる肥料に、米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ(りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。)、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。 )又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。 )のいずれか一以上を配合したもの

三 前項各号に掲げる化成肥料を配合したもの

### ※13 各成分の略号解説

N：保証する窒素成分(窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素)のうち、最も大きい成分を指す、TN：窒素全量、AN：アンモニア性窒素、NN：硝酸性窒素

P：保証するりん酸成分(りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸)のうち、最も大きい成分を指す、TP：りん酸全量、CP：く溶性りん酸、SP：可溶性りん酸、WP：水溶性りん酸、

K：保証する加里成分(加里全量、く溶性加里、水溶性加里)のうち、最も大きい成分を指す、TK：加里全量、CK：く溶性加里、WK：水溶性加里

SSi：可溶性けい酸、CMg：く溶性苦土、WMg：水溶性苦土、SMn：可溶性マンガン、CMn：く溶性マンガン、WMn：水溶性マンガン、CB：く溶性ほう素、WB：水溶性ほう素

### ※14-1 公定規格 化成・配合肥料(有効期間6年) その他の制限事項の内容

一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。

解説 {  
・窒素全量を保証する場合は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素(尿素、アミノ態、有機態窒素等)と、アンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含めたものであること。  
・アンモニア性窒素又は硝酸性窒素形態のいずれかの窒素しか含有されていない肥料は、窒素全量を保証することはできない。}

二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。

解説 {  
・無機物由来等、動植物質以外のものを原料として使用したものは、りん酸全量又は加里全量として保証できず、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸、く溶性加里、又は水溶性加里で保証する。  
・動植物質のものを原料として使用したものは、りん酸全量又は加里全量として保証することができる。}



三 原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあっては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。

解説 {  
・く溶性りん酸が入っている肥料と可溶性りん酸が入っている肥料両方を原料として使用する普通肥料は、く溶性りん酸か、可溶性りん酸のどちらか一つを保証すること

四 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。

五、六 ※9-1, 2と同じ

七 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する化成(配合)肥料であること。(有効期間が全て6年の肥料を原料に使用したもの)

(参考 平成13年5月10日付け農林水産省告示第643号)

※14-2 公定規格 化成・配合肥料(有効期間3年) その他の制限事項の内容

一～六 ※14-1と同じ

七 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する化成(配合)肥料以外のものであること。(有効期間が3年の肥料を原料に使用したもの)

※15 公定規格 混合堆肥複合肥料 その他の制限事項の内容

一 く溶性りん酸、可溶性りん酸又は可用性マンガンを保証する肥料は、化成肥料の当該欄の三又は四の規定によること。

解説 {  
・く溶性りん酸が入っている肥料と、可溶性りん酸が入っている肥料両方を原料として使用する普通肥料は、く溶性りん酸か、可溶性りん酸のどちらか一つを保証すること  
・可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。

二 堆肥(動物の排せつ物を主原料とするものに限る。)を原料とする場合にあっては、乾物として窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上であること。

解説 {  
・動物の排せつ物を主原料とする堆肥を原料とする場合、堆肥の乾物あたりの窒素全量が2.0%以上であること。  
・上記に加え、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上の堆肥を使用すること。

三 堆肥(食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)を原料とする場合にあっては、乾物として窒素全量が3.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上であること。

解説 {  
・食品残渣を主原料とする堆肥を原料とする場合、堆肥の乾物あたりの窒素全量が3.0%以上であること。  
・上記に加え、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上の堆肥を使用すること。

四 堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。)は、炭素窒素比が15以下であり、かつ、乾物として、製品肥料の50%以下を使用すること。

解説 {  
・原料となる堆肥は、炭素窒素比(C/N比)が15以下であること。  
・原料となる堆肥の使用割合は、乾物あたりで50%以下であること。

五 牛由来の肥料原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。

### 3 石灰質肥料

表9 (1) 登録の有効期間が6年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※16の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
生石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む)	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 80.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土又は可溶性苦土を保証の場合(A L) $\geq 80.0$ かつ各成分については(S Mg) $\geq 8.0$ 又は(C Mg) $\geq 7.0$			※10
消石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む)	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 60.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土又は可溶性苦土を保証の場合(A L) $\geq 60.0$ かつ各成分については(S Mg) $\geq 6.0$ 又は(C Mg) $\geq 5.0$			※10
炭酸カルシウム肥料 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む)	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 50.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土又は可溶性苦土を保証の場合(A L) $\geq 50.0$ かつ各成分については(S Mg) $\geq 5.0$ 又は(C Mg) $\geq 3.5$		化学的に生産された炭酸カルシウム以外のものにあつては、1.7mmの網ふるいを全通し600 $\mu$ mの網ふるいを85%以上通過すること。	※10
貝化石肥料 (貝化石粉末またはこれにマグネシウムの酸化物もしくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。)	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ かつ(C Mg) $\geq 1.0$			※10
副産石灰肥料 (非金属鋳業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう。)	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ かつ(C Mg) $\geq 1.0$	一 アルカリ分の含有率1.0%につき (ニッケル) $\leq 0.01$ (クロム) $\leq 0.1$ (チタン) $\leq 0.04$ 二 最大限量 (ニッケル) $\leq 0.4$ (クロム) $\leq 4.0$ (チタン) $\leq 1.5$	鉍さいを原料として使用するものにあつては、1.7mmの網ふるいを全通し、600 $\mu$ mの網ふるいを85%以上通過すること。	※10

肥料の種類	含有すべき主成分※16の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
混合石灰肥料 〔石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。〕	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガン、く溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ かつ各成分については (S Mg) $\geq 4.5$ 又は (C Mg) $\geq 1.0$ 又は (S Mn) $\geq 0.10$ 又は (C Mn) $\geq 0.10$ 又は (C B) $\geq 0.05$ 又は (W B) $\geq 0.05$	アルカリ分の含有率1.0%につき (ひ素) $\leq 0.004$ (亜硝酸) $\leq 0.04$ (ニッケル) $\leq 0.01$ (クロム) $\leq 0.1$ (チタン) $\leq 0.04$	一 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 二 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料であること。 ※17	※10

表10(2) 登録の有効期間が3年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※16の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
混合石灰肥料 〔石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。〕	一 アルカリ分を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ 二 アルカリ分に加え可溶性苦土、く溶性苦土、可溶性マンガン、く溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証の場合(A L) $\geq 35.0$ かつ各成分については (S Mg) $\geq 4.5$ 又は (C Mg) $\geq 1.0$ 又は (S Mn) $\geq 0.10$ 又は (C Mn) $\geq 0.10$ 又は (C B) $\geq 0.05$ 又は (W B) $\geq 0.05$	アルカリ分の含有率1.0%につき (ひ素) $\leq 0.004$ (亜硝酸) $\leq 0.04$ (ニッケル) $\leq 0.01$ (クロム) $\leq 0.1$ (チタン) $\leq 0.04$	一 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 二 規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料以外のものであること。 ※18	※10

※16 主成分の略号解説 A L : アルカリ分、S Mg : 可溶性苦土、  
C Mg : く溶性苦土、S Mn : 可溶性マンガン、C Mn : く溶性マンガン、  
C B : く溶性ほう素、W B : 水溶性ほう素

※17 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六第六号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料は、石灰質肥料に、石灰質肥料、苦土肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもののうち、肥料の品質の確保等に関する法律第六条第一項第六号りに規定する、植物に対する栽培試験(植害試験)の成績の提出が不要である原料のみの肥料。(参考 平成13年5月10日付け農林水産省告示第643号)

※18 規則第七条の六第七号の農林水産大臣が指定する混合石灰肥料以外のものとは、植害試験の成績の提出が必要なものを原料とした肥料。

#### 4 苦土肥料

表11 (1) 登録の有効期間が6年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※16の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
水酸化苦土肥料	く溶性苦土を保証する場合 (CMg) ≥ 50.0		2mmの網ふるいを全通すること。	※10

表12 (2) 登録の有効期間が3年のもの

肥料の種類	含有すべき主成分※16の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	生産工程概要
副産苦土肥料	一 可溶性苦土及びく溶性苦土を保証する場合 (SMg) ≥ 40.0 (CMg) ≥ 10.0 二 く溶性苦土を保証する場合 (CMg) ≥ 10.0	く溶性苦土の含有率1.0%につき (ニッケル) ≤ 0.01 (クロム) ≤ 0.1 (チタン) ≤ 0.04	※19	※10

※19 規則第七条の六第八号の農林水産大臣が指定する副産苦土肥料以外のものとは、植害試験の成績の提出が必要なものを原料とした肥料。

(参考 平成13年5月10日付け農林水産省告示第643号)

#### II 材料の種類、申請書・保証票への記載について

##### 【材料について】

肥料又は肥料の原料となり得るものの他、効果が実証された以下の「材料」に限り、必要最小量の使用が認められています。

表13 材料の種類

材料の種類	説明	材料の例	保証票の記載
固結防止材	肥料が袋の中で固まらないように添加される材料。被覆性が大きいものを乾燥し、微粉にして1～3%肥料に添加し粒子の表面を被覆するなど	指定配合肥料で使用が許される材料※20 ・シリカゲル(6%以下)・滑石粉末(3%以下、以下同じ)・クレー・けい石粉末・シリカヒューム・パーライト・潤滑油(滑石粉末、クレー、けいそう土、パーライトと併用した場合0.3%以下)など 〔以下、指定配合肥料 <u>以外</u> で使われている材料〕 ・大谷石・炭酸カルシウム・炭酸マグネシウム・けい酸石灰・リグニンスルホン酸塩・鉍油・棉実種皮・コーヒー粕・界面活性材など	

材料の種類	説明	材料の例	保証票の記載
飛散防止材	肥料が巻き上がらないようにするための材料 石灰窒素等の肥料を製造する際又は施肥する際に製品の飛散を防止する材料	・デンプン・リグニン・砂糖 ・糖蜜・カルボキシメチルセルロース・PVAなど ・クレオソート油、スピンドル油など	
吸湿防止材	肥料の吸湿防止(劣化防止)のための材料	・消石灰・けいそう土・ゼオライトなど	
沈殿防止材	液肥を生産するときに原料や反応生成物の沈殿を防止するための材料	・クエン酸・EDTA塩・キレート剤など	
浮上防止材	湛水田で比重の小さい粒状肥料が浮遊・再浮上することを防止するために使用する材料	・界面活性材・かんらん岩粉末・蛇紋岩粉末・ジルコン石粉末など	
腐敗防止材	肥料の防腐剤 有機物を多量に使用した液肥等で添加されることがある	・デヒドロ酢酸ナトリウム・安息香酸・ソルビン酸カリウム・無水重亜硫酸ナトリウム・メタ重亜硫酸ナトリウムなど	
悪臭防止材	肥料の悪臭を少なくするために添加される材料	・アルコール発酵濃縮廃液・硫酸鉄・活性炭・木炭・ユーカリエキスなど	
粒状化促進材	肥料の粒状(造粒)効率を高めるための材料	・飛粉・ベントナイト・石こう・アルコール発酵廃液・パルプ廃液など	
成形促進材	肥料の(ペレット・タブレット)成形の効率を高めるための材料	・米ぬか・小麦粉・でんぷん・飛子・タルク・石こう・けい藻土・ポリエチレングリコール・PVAなど	
展着促進材	葉面散布用液肥の展着性向上・促進のために添加される材料	・界面活性材・糖・カゼイン・アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムなど	
組成均一化促進材	①農薬肥料を製造する際、農薬が肥料中に均一に分散するための材料 ②原料成分調整・均一化するための材料	・ゼオライト・石こう・バークミキュライト・泥炭など	種類、名称 ※22
脱水促進材	肥料製造の際、脱水を促進するために添加される材料	・生石灰・焼石こう、蛇紋岩粉末など	
乾燥促進材	肥料製造の際、乾燥を促進するための材料	・ゼオライト・とうもろこし穂芯粉末など	
凝集促進材	肥料の生産にあたり、水中の浮遊物を凝集させるための材料	・硫酸アルミニウム・硫酸第二鉄・ポリ塩化アルミニウム・ポリアクリルアミドなど	
発酵促進材	発酵促進のための資材	・発酵微生物群など	

材料の種類	説明	材料の例	保証票の記載
効果発現促進材	肥料効果の発現を高めるために添加される材料 鉄・銅・亜鉛・モリブデンなど肥料の主成分として指定されていないもの	・キレート鉄・硫酸銅・硫酸亜鉛・モリブデン酸ナトリウムなど ・家庭園芸用肥料ではコバルト等微量元素、アミノ酸、ビタミンなど	種類、名称、使用量
着色材	肥料を着色するため添加される材料	・ベンガラ・カーボンブラック・鉄黒・微粉コークスなど、各種色粉	種類、名称 ※22
分散促進材	肥料の土壌中での分散を促すための材料	・腐植酸塩など	
反応緩和材	肥料の土壌中の反応を緩和するための材料	・腐植酸塩など	
硝酸化成抑制材	土壌中の亜硝酸菌や硝酸菌の活動を抑え、アンモニアの硝酸への変化を遅らせるための材料 窒素肥効が持続し、肥効調節をすることができる	・チオ尿素(TU)・メルカプトベンゾチアゾール(MBT)・ジシアンジアミド(Dd)・スルファチアゾール(ST)・ジクロロフェニルスクシナミド(DCS)・アミノトリアゾール塩酸塩(ATC)・ピリミジン系統(AM)など	種類、名称、使用量
摂取防止材	家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、牛由来原料から生産された普通肥料の摂取防止に効果があると認められる材料	・消石灰(5%以上)・とうがらし粉末(5%以上)・パームアッシュ(10%以上)※21	種類、名称、使用量 ※23

なお、材料として使用実績がない場合、原則として効果試験の成績のほか、必要に応じて植害試験の成績を添付する必要があります。新しい材料を使用する場合は、あらかじめ県又は農林水産消費安全技術センターにご相談下さい。

参考：肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件（昭和59年3月16日農林水産省告示第700号）

※20 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（平成25年12月5日付け農林水産省告示第2943号）

※21 肥料取締法施行規則別表第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（平成26年7月2日付け農林水産省告示第875号）

※22 配合にあたり、原料として使用した肥料に使用された材料については記載する必要はありません。

※23 配合にあたり、原料として使用した肥料に使用された材料については使用量を記載する必要はありません。

## 1. 申請書等への記載について

材料を使用した場合には、材料の種類、またその材料の物質名、使用量を、申請書中の「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号に掲げる事項」欄に記載して下さい。

- ・材料の種類は、上記表にある材料の種類の名を、材料の(具体的)名称は、その最も一般的な名称をもって記載してください。
- ・使用量は、製品(肥料)当たりの重量の百分率(%)で記載してください。
- ・使用しない場合は、「該当なし。」と記載してください。

## 2. 保証票への記載について

家庭園芸用肥料以外の普通肥料にあつては、上記表右「保証票の記載」欄に記載のある材について、該当する項目を、家庭園芸用肥料にあつては、材料の種類を記載します。

- ・材料の種類は、上記表にある略称をもって記載すること。
- ・材料の名称は、その最も一般的な名称をもって記載すること。
- ・材料の使用量は、材料の名称別に記載することとし、次の記載例を参考に記載すること。

### 記載例 1 家庭園芸用肥料以外の普通肥料の場合

(使用されている効果発現促進材)

硫酸第一鉄 (鉄として) 1.7%

硫酸銅 (銅として) 0.02%

硫酸亜鉛 (亜鉛として) 0.02%

モリブデン酸アンモニウム (モリブデンとして) 0.06%

(使用されている硝酸化成抑制材)

N-2, 5ジクロロフェニルサクシナミド酸 (DCS) 0.12%

(使用されている組成均一化促進材)

石こう

(使用されている着色材)

カーボンブラック

(使用されている摂取防止材)

とうがらし粉末 5%

### 記載例 2 家庭園芸用肥料の場合

(使用されている材料)

効果発現促進剤及び着色剤